



Title	農福連携における中間支援組織としての農協の役割：JAきたそらちを事例として
Author(s)	本江, 英育; Hongo, Eisuke; 東山, 寛 他
Citation	北海道大学農経論叢, 75, 1-9
Issue Date	2022-03-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/84660">https://hdl.handle.net/2115/84660</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	01_hongo.pdf



# 農福連携における中間支援組織としての農協の役割 -JAきたそらちを事例として-

本 江 英 育・東 山 寛

## The Role of Agricultural Cooperatives as Intermediary Support Organizations in Cooperation Between Agriculture and Welfare: A Case Study of JA Kitatorachi

Eisuke HONGO, Kan HIGASHIYAMA

### Summary

Under the situation of a shortage of labor in agriculture and jobs for people with disabilities in rural regions, cooperation between agriculture and welfare is expected to be promoted. To do so, it is necessary for both sides, agriculture, and welfare, to understand each other, and there is a need for intermediate support organizations. In this paper, the role of agricultural cooperatives in cooperation between agriculture and welfare is clarified using the case of JA Kitatorachi. As a result of an actual survey of JA Kitatorachi, work continuance support type B offices and farmers, it can be said that agricultural cooperatives play the role of an intermediate support organization in cooperation between agricultural and welfare. In addition, it is necessary to design a system where the agricultural side plays the role of support staff, which is important when people with disabilities work.

#### 1. はじめに

近年、農業での労働力不足が深刻化している中で、農福連携が注目されている。吉田他(2020)によれば、農福連携とは「農業サイドと福祉サイドが連携して、農業分野で障害者の働く場をつくらうとする取り組み」と定義でき、この取り組みが草の根的に広がっている。また2020年には農林水産省が農福連携等推進ビジョンを打ち出し政策的な後押しをしていく中で、農福連携の取り組みが全国的な運動の様相になってきている。しかし、農林水産省によると、全国で農福連携に取り組んでいる農業経営体数は2020年度末時点で2,121戸、障害者就労施設(A型・B型含む)は2,401所と、まだその取り組み数は増える余地が多くあると考えられる。農福連携に取り組むにあたっては、農業サイド、福祉サイド双方が理解を深めていくことがまずは必要である。この理解を深めていくにあたって、これまでの草の根的な動

きに留まらず、地域を挙げた取り組みが必要であり、連携を促進していく中間支援組織の役割が期待されている。

北海道農政事務所(2021)の定義を参考にすると、農福連携は、障害者就労の過程において3つの型に分けることができる。第一に福祉完結型であり、障害者福祉サービス事業所が独自に農業生産に取り組むパターンを指す。第二に直接就労型であり、農業経営体が障害者と直接、雇用契約を結ぶパターンを指す。第三に連携型であり、農業経営体が、障害福祉サービス事業所等と作業受委託契約を結び、当該事業所の支援員が同行のもと、障害者を受け入れるパターンである。

北海道における農福連携の取り組みは、北海道農政事務所(2021)によれば、2021年3月時点で31事例が報告されている。この31事例においては、福祉完結型が8事例、直接雇用型が5事例、連携型が18事例となっており、連携型が多い状況となっている。

農福連携の福祉サイドの主な主体は、働く障害者自身と就労継続支援A型事業所（以下A型事業所）と就労継続支援B型事業所（以下B型事業所）である。障害者は障害特性により身体障害者・知的障害者・精神障害者に分けることができる。厚生労働省によれば、A型事業所とB型事業所は障害者総合支援法に基づく就労系障害福祉サービスの事業所であり、その利用者に対して、「就労機会の提供や生産活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練といった支援」を行っている。A・B型事業所は障害程度によって対象者が分かれている。A型事業所は、雇用契約に基づく就労が可能な比較的障害程度が軽い障害者を対象にしており、最低賃金が保証される。それに対し、B型事業所は雇用契約に基づく就労が困難である障害程度が重い障害者を対象としており、労働の対価は賃金ではなく、請負った作業に対して支払われる工賃をB型事業所が能力に合わせて分配する。

中間支援組織が存在している農福連携の取組を論じた先行研究として、小柴・吉田（2016）は、農業サイドでの障害者就労支援体制を構築している地域をプラットフォームの観点から分析している。その中で、地域農業の特性や課題に適した支援やプラットフォームを構築することで地域内の人的資源が有効活用されていること、取組みの実現の核となるコーディネーターの存在が重要であることを指摘している。また小柴・吉田（2016）ではコーディネーターの役割として「①プラットフォームの仕組みづくりやその拡充、②参加する機関や主体の掘り起こし、③主体間のマッチング、④協働のための支援や主体間の調整、⑤工賃や賃金の適正化に向けた交渉、⑥経営ノウハウのような当該主体に不足する知識・情報の提供等」の6点を挙げている。

また草野（2021）では、農協が農福連携に取り組む事例を分析している。農福連携の阻害要因として農業サイドの「障害者とともに働くことに対する不安」を挙げ、これを軽減するための方策を提示している。農協が取り組むべき方策として、農作業請負においては①明確な仕組みづくり、②仕組みと福祉サイドの役割分担を農家に説明すること、③農家と事業所との調整役となること、を

挙げている。

しかし、草野（2021）では、農協サイドの取組を中心に分析している。農福連携に携わる他の主体については「関係者の声」として取り組みに対する評価のみを取り上げ、主体の概要や取り組み経緯等に対する分析が不足しているように思われる。また小柴・吉田（2016）では支援体制の分析対象に農協が含まれていない。

そこで本稿では、農協、障害者福祉施設、取り組み農家のそれぞれへの実態調査を踏まえた上で、農福連携における農協の役割を明らかにすることを課題とする。具体的には、北海道・空知管内にあるJAきたそらちを事例として取り上げる。JAきたそらちが構築した支援体制を把握するとともに、福祉サイドの主体である障害者福祉施設、取り組み農家、それぞれのヒヤリングを行い、管内の農福連携の実態を把握する。以上を踏まえて、事例地域の農福連携に農協がどのような役割を担っているのかを考察していく。

## 2. JAきたそらちの農福連携の取り組み

本節では、2021年3月に行ったJAきたそらち営農企画課職員へのヒヤリングに基づき、JAきたそらちの農福連携の取り組みについて整理していく。

### 1) JAきたそらちの概要

JAきたそらちは、北海道中央部の空知管内北部に位置し、深川市、雨竜町、北竜町、幌加内町の1市3町を区域とする広域JAである。2021年1月時点で組合員総数は7,407人で、そのうち正組合員数が1,430人である。管内は、道内トップクラスの米どころとして知られ、ソバや花き栽培などに加え、多くの産品を栽培している。

しかし、JAきたそらちにおいても農業の労働力不足の問題を感じており、農福連携に取り組むきっかけとなっている。

### 2) 取り組みのきっかけ

JAきたそらちにおける農福連携の取り組みのきっかけは、2018年に深川市の農政課、健康福祉課、農協出資法人（株式会社 深川未来ファーム）、JAきたそらちでの話し合いから始まる。農業サイドでは農業の労働力不足を解消したいという思いと、福祉サイドでは福祉事業所の仕事を探

したいという思いが一致し、農福連携を始めることとなった。2018年度・2019年度は試験運用として、就労継続支援B型の2事業所が、深川未来ファームにおいて胡瓜の収穫作業、JAきたそらち青果部において段ボールの組み立て作業を実施した。作業を通して、工賃や作業受託の契約の内容についての確認を行った。この試験運用を踏まえ、農家に対しては、JAきたそらちが担い手確保・労働力確保についてのアンケートを実施し、その中で農福連携の項目に好意的な回答をした農家20戸に対して意向を確認し、2020年度に農家との連携を開始した。

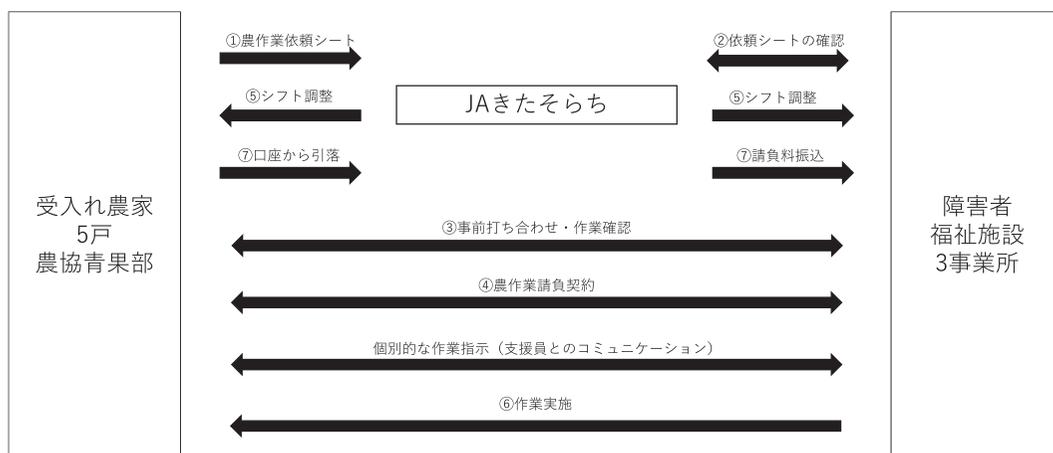
### 3) 農福連携の過程・概要

JAきたそらちで行われている農福連携の型は、先述した連携型にあたる。農福連携における主体関係と流れを以下の第1図に示した。初めに、①農福連携に興味を持った農家がJAきたそらちに農作業依頼シートを提出する。②JAきたそらちでは、農作業依頼シートを各障害者福祉施設に提供し、施設で依頼された作業が請け負えるかを確認する。③請負できる施設が決まると、JAきたそらちの立ち会いのもと、農家・施設の支援員とで事前打ち合わせを行う。その際、実際に作業する場で作業内容の確認や受入れ日程の調整を行う。④事前打ち合わせ後に施設外就労業務請負契約書を作成し、契約を結ぶ。その際、JAきたそらちが契約書の作成支援を行う。⑤その後、具体的な

作業日程シフトをJAきたそらちが作成し、⑥施設外就労での作業実施となる。作業では支援員1名が障害者2～3名に同行する。⑦作業実施後、農家が支払う請負料を施設がJAきたそらちを通じて請求し、JAきたそらちは作業時間や人数、及びシフトとの整合性を確認し、請求額を農家の口座から引き落とし施設へ振込している。

### 4) 取組実績

JAきたそらちにおける2020年度の農福連携の取組実績を第1表に示した。農業サイドの連携先は、5戸の農家、またJAきたそらちの青果部である。品目は、花きやピーマン、ミニトマト、薬草であり、労働集約的な品目である。福祉施設はJAきたそらち管内にあるB型事業所の2所、隣接する妹背牛町のB型事業所が参加している。延べ人数で2020年度では1,735人が作業従事している。作業報酬である工賃はJAきたそらちの提案も考慮するかたちで、受入れ農家や作業内容に関わらず時給換算で530円にて合意している。工賃が一律である理由は、どのような障害特性があっても一定の労働対価を支払うことを連携農家に対して理解してもらおうとともに、福祉施設が作業を請負やすい環境にするためである。また、試験運用の際には深川市・B型事業所・JAきたそらちの協議により工賃は時給換算で500円であったが、北海道の最低賃金の改定に伴い引き上げられた経緯がある。



第1図 JAきたそらち管内の農福連携の主体関係

出所) 2021年3月でのJAきたそらちへのヒヤリングにより筆者作成

第1表 2020年度の農福連携の取組実績

受入先	品目	作業内容	受入れ期間	作業時間	受入れ延べ人数
青果部		箱作り 他	5/18～9月下旬, 10月下旬～11月中旬	10:00～12:00, 13:00～15:00	1,229人
a農家	花き	収穫 他	5/20～10月下旬	9:30～14:30	228人
b農家	花き	収穫 他	5月下旬～10月中旬	10:00～12:00	90人
c農家	ピーマン	袋詰め	7/20～10/15	13:15～15:15	91人
d農家	ミニトマト	収穫	8/1～10/15	10:00～12:00	56人
e農家	薬草	収穫, 細断 他	10月中旬	10:00～12:00, 13:00～15:00	41人

資料) JAきたそらち提供資料より筆者作成.

### 5) 営農企画課職員のコーディネーター的役割

JAきたそらちにおける農福連携の仲介・支援業務を行う職員の役割について記しておきたい。農福連携にかかわるJAきたそらちの業務は、営農企画課職員が担当している。まず、前掲第1図の①から④に当たる農作業請負契約を結ぶまでに、農家と障害者ができそうな仕事があるかどうかのヒヤリングを行う。そして、農家とB型事業所との事前打ち合わせに立ち合い、契約書の策定支援を行う。次に、第1図の⑤から⑦に当たる連携に際しては、作業量に応じたシフトの調整や、月2回の農家へのヒヤリング、障害者への作業説明や理解を助けるための農作業マニュアルを作業毎に作成している。ヒヤリングでは、農福連携について不安なことや問題に感じたことがないか等の障害者との関わりあいについての聞き取りや、作物の生育状況や作業環境など、今後の作業量に関わることを聞いている。その他、障害者と接する際の留意事項の資料を作成し、障害者への理解を農家に深めてもらうための取り組みも行っている。

また、2021年度には農林水産省による農福連携技術支援者の認定を担当職員は取得予定である。農林水産省(2021)によると農福連携技術支援者とは、「農業者・就労系障害福祉サービス事業所の職業指導員・障害者本人の三者に対し、農福連携を現場で実践する手法を具体的にアドバイスする専門人材」のことを指し、障害者の施設外就労や一般就労の際に農福連携が円滑に進むためのノウハウ共有や実践といった支援ができるようになる。本事例ではすでにこれらの支援を行っている

が、農福連携技術支援者の認定を受けるプロセスの中で、農林水産省による研修プログラムを受講する。そのため、より体系的に支援内容を学ぶことができると考えられる。

### 3. 農福連携に取り組む福祉サイドの実態と背景

次に、事例地域において農福連携に取り組んでいるB型事業所3所のうち、ヒヤリング調査を実施することができたH事業所を取り上げ、福祉サイドから農福連携の実情にアプローチすることとしたい。ヒヤリングは2021年10月13日に実施した。

#### 1) H事業所の概要

H事業所は深川市内に所在し、多機能型と言われる、生活介護事業と就労継続支援B型事業とを行う障害者福祉サービス事業所である。深川市にはA型事業所が存在しないため、様々な障害程度を持った利用者を受け入れている。H事業所の利用者定員は、生活介護で15人、就労継続支援B型で25人である。農福連携に関わる事業はこのうち就労継続支援B型事業である。以下ではまず、H事業所におけるB型事業の概要を整理して述べておく。

B型事業の利用者数は、2021年10月時点で21人であり、知的障害者を受け入れている。職員数は全体で16人、その中でB型事業に従事している職員が6人である。このうち施設外就労に同行できる支援員(職業指導員・生活支援員を含む)の数は3人である。B型事業で利用者が行う活動は、生産活動・委託作業・店舗活動・就労活動の4つである。生産活動は、エコ石鹼作りや手芸作品作

り、除雪といった事業所内で完結する活動である。委託作業は施設外就労と施設内作業とがあり、農福連携に関わる活動が含まれる。農福連携以外の施設外就労は、病院や文化ホール、図書館の清掃作業や森林組合での花の植え付けの作業の請負をしている。施設内は道内2社からの委託作業がある。店舗活動は、H事業所が運営するたい焼き屋での販売業務である。就労活動は、ハローワーク等に訪問し障害者就労を受け入れている企業とのマッチングを図ることである。これら4つの活動を、H事業所では利用者の障害者特性や希望に合わせて組み合わせながらサービスを提供している。

2021年10月時点で、利用者に支払う平均月額工賃は17,542円である。農福連携に取り組む前の工賃水準が約15,000円であり、農福連携による工賃向上がなされている。ただし、冬季は農作業などの室外で行う施設外就労がないため約12,000円の水準となる。

## 2) 農福連携の取組の背景と取組の実態

農福連携の取組の背景としては、2018年までのH事業所における施設外就労作業の少なさが挙げられる。農福連携を始めるまでの施設外就労の作業は、深川市内施設の清掃作業しかなく、利用者の体力向上や一般就労に向けての職業能力の向上が十分ではないと感じていた。その中で、農福連携の話の深川市・JAきたそらちから聞き、連携が始まった。

利用者21人のうち、農福連携に関わる利用者は10人程度である。H事業所では、農作業をする利用者を決定する基準として「農作業が好きか」「農作業への意欲があるか」を重視している。その中から、体力が必要な農作業には比較的体力のある男性を選ぶことや、袋詰め作業などの細かい

作業の時は几帳面な人を選ぶ等と、利用者の性格や能力特性を考えながら割り振りを考える。そして、実際に作業をやりながら適性があるかどうかを見極めている。

農作業請負の可否を決める基準としては、作業環境を重視している。先述した農作業依頼シートで提示される作業内容自体には、利用者にとって難しいものは少ない。契約前の事前打ち合わせの際に、作業環境が極端に過酷ではないかや、休憩スペース・トイレの有無、依頼した農家が障害者や障害者就労に対して理解があるかどうかを実際に確認し、可否を決定している。

H事業所では、JA青果部及び3戸の農家と請負契約をしている。JAきたそらちから送られてくるシフト表と、利用者が行う生産活動や店舗活動、他の施設外就労作業のスケジュールを考慮し、利用者を2～3のユニットに分けて、割り振りしている。前述の通り作業内容自体には難しいものは少ないが、収穫物の色や大きさの識別といった目視で判断する作業は利用者によって難しさがある。その際には、支援員が作業補助や基準となる収穫物を提示するなどして支援を行っている。

## 4. 連携農家の特徴と取り組み実態

本節では、連携農家5戸のうち、ヒヤリング調査を実施することができたa・c農家を取り上げ、農家サイドから見た農福連携の実情を整理しておく。ヒヤリング調査は2021年8月及び10月に実施した。

### 1) a農家の概要と農福連携の作業実態

a農家の経営概要を第2表に示した。経営面積は、花き栽培用のハウス8棟(35.6a)と、水稲3.7haである。花きの栽培品目はスターチス20種に

第2表 a農家の経営概要

項目	摘要
経営面積	ハウス8棟(35.6a)、水稲3.7ha
品目	スターチス20種、ゆめびりか
家族労働力	経営主
雇用労働力	dayworkにて延べ582人、農福連携にて障害者2人
農福連携での作業	播種、定植、収穫、選花等

出所) 2021年8月のa農家へのヒヤリングから筆者作成。

及ぶが、ベーシック色の品種と高単価なトレンド色を組み合わせている。また、水稻の品種は「ゆめぴりか」のみで、北海道米の新たなブランド形成協議会から認定を受けるほどの高品質生産を実現している。

家族労働力は経営主のみであり、経営主は調査時で65歳である。雇用労働力の調達は、1日バイトアプリdayworkを利用している。地域で労働力を確保することが難しくなることを背景に導入を決めており、2020年度では延べ582人のマッチングをしている。また、農福連携では障害者2人が、2020年度から施設外就労のかたちで作業をしている。

農福連携に従事している障害者の特性と作業内容について述べておくと、a農家に派遣されている障害者2人は、それぞれ聴覚障害、発達障害の特性を持っている。作業時間は9:30から14:30であり、実働4時間、週3回の作業である。作業場までは、妹背牛町のB型事業所が送迎をしており、当該事業所の支援員が付き添いのもと作業を行う。作業内容は、花きの播種から、定植・収穫・選花までを健常者と遜色のない作業に従事している。

このように、a農家で障害者が行う作業は多岐にわたるため、作業開始や休憩後の際には、これから行う作業を農家から支援員、障害者に必ず伝えてから始まる。作業の際の留意事項として、障害者にはその日の精神状態や体調によって作業能率に変動が起きることがある。また、障害者それぞれに得意な作業、不得意な作業がある。これに対しa農家は理解を示し、必要に応じて作業の切り替えや休憩、作業の細かい指示を支援員に伝えている。そしてa農家も決してネガティブな言葉を障害者につけないように気を付けている。ま

た、休憩中には積極的にa農家と障害者はコミュニケーションをとり、働きやすい環境だと感じてもらえるように意識をしている。

a農家の場合、JAきたそらちからの農福連携の説明が取り組みのきっかけとなっているが、元々地域の障害者の存在を意識する機会があり、障害者の自立の場作りが地域の社会貢献につながるとの思いから取り組みに参加した。取り組みの所感は、「健常者と同じ仕事をしてもらい、助かっている。出勤日数を増やしてもらいたい」と契約継続を希望している。

## 2) c農家の概要と農福連携の作業実態

c農家の経営概要を第3表に示した。経営面積は3ha、ハウス22棟である。品目は、カラーピーマンを主軸として、グリーンピーマンも栽培している。家族労働力は4人で、2世代経営の形であり、経営主は50代である。事例地域ではピーマンを栽培する農家が少ないため、農協での共選施設がなく、個別で収穫、選果、袋詰め、箱詰め作業を行う必要がある。雇用労働力はパート8人であり、ベテランの地域のパートである。また農福連携で障害者2名の枠を、2020年度から施設外就労のかたちで、前述したH事業所と契約している。

次に、障害者の特性と作業内容について述べておく。農協が作成するシフトに応じてH事業所が派遣する利用者を決めており、派遣される2名の利用者は知的障害の特性を持っている。作業時間は午後の2時間であり、週3回の作業であり、作業内容は、カラーピーマンの袋詰めである。カラーピーマンは、赤と黄色の2色があり、それを2個入り(赤1黄1)や3個入り(赤2黄1または赤1黄2)に袋詰めしていく。大きさのバランスを考えながらの作業なので、判断が得意、不得意な障害者がいる。不得意な障害者に対しては、

第3表 c農家の経営概要

項目	概要
経営面積	ハウス22棟 (3ha)
品目	カラーピーマン, グリーンピーマン
家族労働力	経営主, 妻, 父, 母
雇用労働力	パート8人, 農福連携にて障害者2名枠
農福連携での作業	袋詰め, 株抜き作業

出所) 2021年10月のc農家ヒアリングから筆者作成。

適宜支援員が補助をしながら、作業を進めていく。また、スポット的な作業として、ピーマンの株抜きを農福連携で行っている。株抜きの際は、B型事業所の中から、体力のある利用者を4~5名派遣して、作業を行っている。c農家では、上述のように自家で収穫から袋詰め、箱詰めを行う必要がある。そのため、c農家はハウス内で収穫作業、障害者と支援員はc農家の作業場で袋詰め作業といった分業体制となっており、同じ空間で作業をすることはほとんどない。また、c農家では休憩時間を各自の判断で取るため、休憩時間でのコミュニケーションを取る機会も少ない。

c農家の場合、JAきたそらちの青果部での農福連携の取組みを聞き、障害者の働きぶりを知ったことがきっかけである。また、地域の古くからのパートが高齢化していく中で、ベテランパートが引退することが契機となり経営規模を縮小する事態も生じている。労働力を確保したいという想いから取り組みに参加し、取り組みの所感としては、「よく働いてくれるし、能率も高い。とても助かっている。今は週3回だが、日数を増やしたい」として契約継続を希望している。

### 3) 小括

両農家における実態調査を通じて、3点指摘しておきたい。第1に、農家の労働力不足を背景に、障害者就労への需要が高まっている。かつスポット的に生じる人手が必要になる作業に対しても、農福連携による対応を連携農家は期待していることである。両農家はどちらも自身の経営において、雇用労働力確保の問題を抱えていた。その中で工賃レベルの作業報酬にて、支援員のサポートがありながら一所懸命に働いてくれる障害者の存在に、素直に期待していると言えよう。

第2に、支援員やJAきたそらち職員が存在によって、農家と障害者の双方にとって働きやすい環境ができていく事である。作業指示や作業に対するフィードバックは、直接障害者に伝えるのではなく、支援員を通じて伝えられる。また問題や不安なことがあった時にも、障害者に直接ではなく支援員やJAきたそらち職員に伝えてもらうようにしている。そのことによって、障害者それぞれに伝わる言い方のノウハウを持っている支援員が適切に障害者をサポートすることができる。ま

た、JAきたそらち職員が作成したマニュアルを作業説明に用いることで、感覚で伝えていた農作業が伝わりやすくなっていることも見落とせない。

第3に、障害者とのコミュニケーションの持ち方については、農家間での違いがみられた。積極的に雑談などのコミュニケーションを図ることで信頼関係を築いていこうとする農家がいる一方で、作業の忙しさからコミュニケーションをとれない環境の農家がいることが分かった。

## 5. おわりに

本稿の課題は、農協・障害者福祉施設・取り組み農家という3つの主体への実態調査を踏まえた上で、農福連携における農協の役割を明らかにすることであった。2節、3節、4節はそれぞれの主体に即した実態分析に対応している。最後に、先行研究を踏まえつつ、事例地域における農福連携の推進課題を論じたうえで、農福連携において農協に求められている新たな役割を考察しておきたい。

### 1) コーディネーターとしての農協の役割に関する考察

本稿では、JAきたそらちを事例として、地域における農福連携の取り組みを農協が総合的にコーディネートしている実態に注目してきた。農福連携におけるコーディネーターの役割を考察した代表的な先行研究として小柴・吉田(2016)が挙げられるが、まずはそのフレームワークに即して事例の特徴を整理しておきたい。

農福連携においてJAきたそらちが果たしている役割を第4表に示した。①は、JAきたそらちを窓口として農作業請負のマッチング体制を築いた事で農福連携を始めることができた。②は、農家アンケートやその後のヒヤリングから連携農家の掘り起こしをしており、JAの力量が発揮されている。③は、農作業請負契約の事前打ち合わせに立ち会い、農家とB型事業所のすり合わせを支援していることで契約にいたる両者の関係構築に貢献している。④は、農作業量や農家の状況に考慮したシフト調整や、月2回のヒヤリングを行い農家を感じた不安点や個別の問題に対処できている。⑤は、福祉サイドとの協議の中で工賃水準を

決定し、また最低賃金改定に応じて工賃も改定している。⑥は、障害者への理解を深めてもらうための資料作成や、農作業マニュアルの作成をしている。これらを使い、農家と支援員・障害者のコミュニケーションを円滑化させると共に、障害者の作業に対する理解に貢献している。以上の事を確認すると、JAきたそらちは農福連携を支援する中間支援組織としての役割を發揮していると考えられる。JAきたそらち職員によるコーディネーター的支援、実際の作業場面における支援員の存在により、連携農家は不安なく取り組みをすることができていると考えられる。また、B型事業所にとっては就労機会・生産活動の機会の提供という面で深川市の基幹産業である農業分野に進出できている。事業所のサービス向上だけでなく、利用者へ支払う平均月額工賃の水準の向上にも農福連携は寄与していると言える。

そのうえで、さらなる推進のための課題は、②と⑤の部分であると考えられる。まず先に⑤に関連して述べると、事例地域においては、地域にA型事業者が存在しないため、多様な障害特性を持った障害者がB型事業の利用者として一括され、工賃レベルで就労している実態がある。2020年度の作業報酬である工賃530円を農家の理解を求めながら、どのように上げていくのかが工賃の適正化、自立支援に向けた課題となると言える。

次に②に関連して、JAきたそらちが行った農家アンケートでは20戸の農家が農福連携に興味を示したが、実際に連携に取り組んだのは5戸であることから、障害者にできる作業の掘り出しや理解が進んでいない可能性がある。上述した事例農家では、障害者の作業を評価して作業日数の増加を求める声が出ている。今後、連携農家の事例を

きっかけに障害者就労のニーズを増やしていく必要がある。

## 2) 農協に求められている新たな役割

事例地域の实情に即して言っても、農協は農福連携における中間支援組織としての役割を間違いないもっている。JAきたそらち管内では、農業の労働力不足と、障害者福祉施設の就労機会の拡充という双方の課題があり、農協が仲介することで、双方のニーズのマッチングを成功している。

また、農協職員や支援員の存在により、実際の農福連携の作業が円滑に進めることができていても確認できた。実際の作業では支援員が同行することで、支援員が障害者に伝わる表現を用いて農家の作業指示や指摘を障害者に伝えることができていた。また、マニュアル作成やシフト作成等を農協職員が行うことで、農家と障害者福祉施設・障害者とのコミュニケーションを円滑にすることができていた。

しかしながら、事例地域のように施設外就労のかたちをとっている農福連携の連携促進のためには、実際の作業場面における支援員の数がボトルネックとなっている。支援員は障害者福祉施設から派遣されるが、その人数には限りがある。この支援員の数の制限の問題を、農福連携推進における最大のボトルネックとして指摘しておく必要がある。連携農家の数が増えるにつれて、施設外就労の箇所が増えるため、同行する支援員の人数も増やす必要が出てくる。しかし、事業所の規模によって支援員の数が決まっているため、支援員を増やすことができない現状がある。事例地域に即して言っても、これから取り組み農家が増えるにつれて、支援員の数が足りずに農家のニーズに応えることができなくなる可能性がある。

第4表 農福連携においてJAきたそらちが果たしている役割

コーディネーターの役割(先行研究)	JAきたそらちでの支援内容
①プラットフォームの仕組みづくり	JAを窓口とした仲介体制の構築
②参加する機関や主体の掘り起こし	農家アンケートやその後のヒヤリング
③主体間のマッチング	事前打ち合わせでの調整
④協働のための支援や主体間の調整	シフト調整や月2回のヒヤリング
⑤工賃や賃金の適正化に向けた交渉	福祉サイドとの協議
⑥関係主体に不足する知識・情報の提供	障害者理解醸成資料・農作業マニュアルの作成

出所) 小柴ほか(2016)及び実態調査から筆者作成。

障害者に対して適切なコミュニケーションや作業指示を行い障害者の就労支援をしている支援員の役割を、上述した農福連携技術支援者といった制度を活用するなど、福祉サイドの限界を農業サイドで補うような仕組みの構築がこれからの農協には求められる。

## 引用文献

- 北海道農政事務所（2021）「農福連携の取組実践事例」  
<https://www.maff.go.jp/hokkaido/kikaku/syougai/torikumijirei.html>（2021年10月14日参照）。
- 小柴有理江・吉田行郷（2016）「地域における農業分野での障害者就労の支援体制の構築－異分野が連携するプラットフォームの形成－」『農業経済研究』87(4), 412-417.
- 厚生労働省（2021）「障害者の就労支援対策の状況」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/service/shurou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/shurou.html)（2021年10月23日参照）。
- 草野拓司（2021）「農協による農福連携の展開－「農作業請負の仲介」と「雇用」を行う事例に着目して－」『農林金融』74(2), 21-37.
- 農林水産省「農福連携の取組主体数について（R2年度末）」  
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/kourei-186.pdf>（2021年10月15日参照）。
- 農林水産省（2021）「令和3年度農福連携技術支援者育成研修について」  
<https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/kouryu/attach/pdf/210506-4.pdf>（2021年10月23日参照）。
- 吉田行郷・里見喜久夫・季刊『コトノネ』編集部（2020）『農福連携が農業と地域をおもしろくする』コトノネ生活。

